

託麻弓削遺跡群第 2 次調査区（2 区）埋蔵文化財発掘調査業務に関する質問と回答

令和 7 年（2025 年） 6 月 18 日に受けた質問について、次のとおり回答いたします。

質問 1 特記仕様書第 4 章第 9 条、第 10 条、別紙 1、別表 1

別紙 1 にある、1 区及び 3 区は、営繕用地として利用することは可能でしょうか。
また、別表 1 の調査事務所には、監督員のスペース（机、椅子）も必要でしょうか。

回答 1

別紙 1 の 1 区及び 3 区は営繕用地（特記仕様書第 4 章第 10 条）として使用することはできません。委託者（熊本市）が、発掘調査中に提供できる範囲は、「別紙 1 調査対象地」に記載している本件委託業務の発掘調査対象地内（2 区）に限られます。

別表 1 の調査事務所に監督員のスペース（机、椅子含む）は必要ありません。

質問 2 特記仕様書第 3 章第 7 条

調査区内の掘削残土は、監督員が指定する場所に仮置きすることがありますが、場外搬出はあるのでしょうか。搬出する場合は、仮置場を教えてください。

また、場外搬出がない場合、調査区（2 区）を 2～3 回の反転で掘削を行い、調査区内に掘削残土を仮置きすることになると思いますが、調査対象地北側の機械掘削を行う際に、道路に向かって後退しながら重機が進むため、調査区内に掘削残土を置けませんが、対処する計画がありますでしょうか。

回答 2

表土及び人力掘削土等の廃土置き場は、「別紙 1 調査対象地」に記載している本件委託業務の発掘調査対象地内（2 区）を想定しています。

ただし、受託者が本件委託業務費用の範囲内において民間用地を借り上げ、発掘調査対象地外に仮置き場を設けることは可能です。

また、発掘調査対象地内に仮置きする場合において発掘調査対象地北側の仮置き場確保については、一つの案として北側の発掘調査対象地を東西に分割して調査を実施することで敷地内に仮置き場の確保及び重機進入路の確保が可能になるかと考えております。ただし、この場合は道路から発掘調査対象地内への進入路の付け替えが必要となります。

質問 3 特記仕様書第 3 章第 6 条（6）

空中写真撮影の撮影回数を教えてください。

回答 3

空中写真撮影の撮影回数は、分割した一つの調査区間に対して 1 回程度を想定しています。
発掘調査対象地全体の撮影回数は、調査区割りによって変動します。